

尾張旭市公共施設使用料の見直し後の使用料（新旧対照表）

1 暮らし政策課の対象施設

(1) 東部市民センター(指定管理者施設 ☎54-5667) 使用料の単位：1時間当たり(円)

区分	改正前 使用料①	改正後 使用料②	増減額 ②－①
講習室	400	480	80
会議室	250	300	50
特別会議室	250	300	50
実習室	250	300	50
和室【据え置き】	200	200	0
クッキングルーム	400	480	80
トレーニングルーム	350	420	70
ふれあいホール	1,150	1,380	230
コミュニティーホール	800	960	160

※ 入場料を徴収して使用する場合又は営利を目的として使用する場合は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とします。

(2) スカイワードあさひ(指定管理者施設 ☎52-1850) 使用料の単位：1時間当たり(円)

区分	改正前 使用料①	改正後 使用料②	増減額 ②－①
ふれあいホール	950	1,140	190
ギャラリーあさひ	600	720	120
くすのきホール (A)	600	720	120
くすのきホール (B)	600	720	120
ひまわりホール (A)	600	720	120
ひまわりホール (B)	900	720	120
ステージ	650	780	130
第1展示室	500	600	100
第2展示室	250	300	50
会議室	200	240	40

※ 入場料を徴収して使用する場合又は営利を目的として使用する場合は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とします。

(3) 渋川福祉センター(指定管理者施設 ☎51-1997) 使用料の単位：1時間当たり(円)

区分	改正前 使用料①	改正後 使用料②	増減額 ②－①
小会議室	250	300	50
会議室	500	600	100
くすのきホール	1,700	2,040	340
和室【据え置き】	950	950	0
控室	150	180	30
文化室	300	360	60
運動室	700	840	140
研修室	750	900	150

※ 入場料を徴収して使用する場合又は営利を目的として使用する場合は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とします。

(4) 新池交流館・ふらっと(指定管理者施設 ☎52-8852) 使用料の単位：1 時間当たり(円)

区分		改正前 使用料①	改正後 使用料②	増減額 ②－①
研修室		350	420	70
実習室		400	480	80
多目的 ホール	A (舞台あり)	1,000	1,200	200
	B	1,000	1,200	200
展示学習室		350	720	370
会議室	1	350	420	70
	2	300	360	60
	3	300	360	60
卓球台 (1 台当たり)		設定なし	180	180

※ 入場料を徴収して使用する場合又は営利を目的として使用する場合は、この表に定める使用料の 3 倍に相当する額とします。

(5) 城山コミュニティセンター(指定管理者施設 ☎57-7646)

使用料の単位：1 時間当たり(円)

区分	改正前 使用料①	改正後 使用料②	増減額 ②－①
集会室	500	600	100

2 長寿課の対象施設

(1) 多世代交流館 (☎54-8202)

使用料の単位：1 時間当たり(円)

区分	改正前 使用料①	改正後 使用料②	増減額 ②－①
高齢者ボランティア等活動室	200	240	40
実習・講習室	200	240	40

3 生涯学習課の対象施設

(1) 公民館 (問い合わせ先 ☎76-8021)

施設の規模を勘案し、中央公民館と地区公民館に分けて算出しています。

また、室面積に応じて、複数の室を同一の使用料設定とする調整を行い、和室は、当初の使用料が高く設定されていたことから、見直ししています。

ア 中央公民館

使用料の単位：1 時間当たり(円)

区分	改正前 使用料①	改正後 使用料② ※	増減額 ②－①
小 (12～34 m ²)	100～150	150	0～50
中 (44～66 m ²)	200～250	280	30～80
大 (75～103 m ²)	300～450	450	0～150
特大 (121～228 m ²)	750～950	1,020	70～270
和室	450	360	▲90

※ 部屋面積に応じ同一使用料に調整

(2) 地区公民館使用料（9館）（問い合わせ先 ☎76-8021）

使用料の単位：1時間当たり(円)

区分	改正前 使用料①	改正後 使用料② ※	増減額 ②－①
小（12～34 m ² ）	100	120	20
中（44～66 m ² ）	150～300	280	▲20～130
大（75～103 m ² ）	350～450	470	20～120
特大（121～228 m ² ）	500～600	640	40～140
和室（20 m ² 未満）	150	120	▲30
和室（20 m ² 以上）	250～350	230	▲20～▲120

※ 部屋面積に応じ同一使用料に調整

(3) 文化会館（指定管理者施設）（問い合わせ先 ☎53-1144）

利用時間帯で利用状況に差がないことから、見直し後は、利用時間帯による料金の差額は午後5時から午後9時までの時間帯を除き、撤廃します。なお、営利を目的として使用する場合の使用料は、改正後の使用料の3倍に相当する額とします。

ア 文化会館ホール

使用料の単位：円

平日利用時間区分	改正前 使用料①	改正後 使用料②	増減額 ②－①
午前8時30分から 正午まで	11,000	25,200	14,200
午後1時から 午後4時30分まで	22,000	25,200	3,200
午後5時30分から 午後9時30分まで	33,000	28,800	▲4,200
午前8時30分から 午後9時30分まで	56,100	79,200	23,100

イ あさひのホール

使用料の単位：円

平日利用時間区分	改正前 使用料①	改正後 使用料②	増減額 ②－①
午前8時30分から 正午まで	3,300	7,560	4,260
午後1時から 午後4時30分まで	6,600	7,560	960
午後5時30分から 午後9時30分まで	9,900	8,640	▲1,260
午前8時30分から 午後9時30分まで	16,830	23,760	6,930

(4) どうだん亭（問い合わせ先 ☎53-1144）

使用料の単位：1時間当たり(円)

区分	改正前 使用料①	改正後 使用料②	増減額 ②－①
母屋1階（和室）	350	420	70
離れ1階（和室）	200	240	40
離れ2階（和室）	200	240	40

※ 営利を目的として使用する場合の使用料は、改正後の使用料の3倍に相当する額とします。